

天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第4号

天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部  
を改正する規則

天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年10月教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。